

県民からの規制改革提案について
(自主防災組織が行う避難訓練に関する規制改革提案)

1 提案の具体的内容

自主防災組織が避難訓練を行う際、訓練自体は道路上では行わないものの、訓練に参加する住民の自宅から避難訓練現場に至るまでは、各自あるいは集団で道路を通行することになることから、「道路使用許可」の対象となる。

道路使用許可手続きについては、地元の交番で取り扱っていないので本署で行うことになっているが、その際、必要な書類及び許可手数料などが必要なたため、現在は地元消防署主催ということで管轄警察署に許可申請を出していただき、許可手数料は無料扱いとなっている。

自主防災組織が行う自主防災訓練は、災害対策基本法や徳島県地域防災計画、市町村地域防災計画などで、努力義務とされているため、独自で行う防災訓練（消防署など官庁の手を経ずに独自で行う場合がある）の場合、次のことについて検討をお願いしたい。

- ① 訓練実施に当たっては、当然地元の交番警察官の協力も得て実施しているため、道路許可申請手続きの簡素化から地元の交番での手続きができないか。
※本署の場合、不備があれば何回も足を運ばなければいけないため。
- ② 自主防災組織が行う防災訓練は、法律や自治体防災計画などで努力義務として扱われており準公共的な要素もあるので、許可手数料を減免できないか。

2 担当課回答

イベントや行事に伴う道路使用の取扱いについては、①目的、②地域住民等との合意形成、③地方公共団体の関与等を確認し、安全な運用であると判断した場合に許可しているところである。

個別案件により県警・交通規制課において審査を行い、許可の可否を判断することとなるので、交番での一元的な手続きとすることは難しいものの、事前の電話相談などいただければ、申請者が何度も足を運ばなくとも済むよう対応に努めたい。

また、自主防災組織が行う防災訓練が公共的なものであることは理解しており、個別案件の内容を聞いた上で、許可手数料の免除は検討したい。

(徳島県警察本部交通規制課)